

喜多方市スポーツ少年団県大会等出場補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市スポーツ少年団活動の奨励と技術の向上を図るため、県大会等に出場する単位スポーツ少年団に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、喜多方市補助金等の交付等に関する規則（平成18年喜多方市規則第48号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金対象及び補助額)

第2条 補助金は、次に掲げる大会に出場する選手で、市スポーツ少年団単位スポーツ少年団員であり、かつ市内に住所を有している者に対して交付するものとし、その額は、個人戦・団体戦出場の選手でエントリー人数1人につき、喜多方駅から大会開催地の最寄り駅までの往復鉄道運賃（大人運賃）の2分の1とする。

- (1) 福島県総合体育大会スポーツ少年団体育大会
- (2) 日本スポーツ少年団が主催又は主管する大会
- (3) 日本スポーツ協会または日本スポーツ協会加盟競技団体が主催又は主管する大会
- (4) 前2号に掲げるもののほか、市長が認める大会

(適用除外)

第3条 前条の規定にかかわらず、次に掲げるものは、この要綱による補助金を交付しない。

- (1) 耶麻、全会津、県又はこれに準ずる区域を越える規模の予選会又は(公財)福島県体育協会又は加盟競技団体の選考会を経ずに出場できる大会

(補助金の交付申請)

第4条 規則第4条第1項の申請書は、スポーツ少年団県大会等出場補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

2 補助金の交付を受けようとする者（個人又は団体若しくは選手の代表者。以下「申請者」という。）は、県大会等が開催される日の5日前までに、次項に掲げる関係書類1部を添え、市長に提出しなければならない。

3 規則第4条第2項第2号に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 大会等開催要項
- (2) 収支予算書
- (3) 予選会又は選考会の結果
- (4) 選手の学校名が記載された名簿
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要とする書類

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、補助金申請があったときは、当該申請を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは補助金の交付を決定し、補助金交付指令書により申請者に通知するものとする。

(変更の承認の申請)

第6条 規則第6条第1項の規定に基づき市長の承認を受けようとする場合は、スポーツ少年団県大会等出場補助金交付変更申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(概算払・前金払)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金等について概算払(前金払)の方法により補助金等の交付をすることができる。

(実績報告)

第8条 規則第13条の規定による実績報告は、スポーツ少年団県大会等出場補助金実績報告書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日から起算して14日を経過した日までにを行うものとする。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) 領収書の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要な書類

(補助金交付決定の取消し又は返還)

第9条 市長は、補助金の交付決定又は補助金交付を受けた者が次に掲げる場合に該当したときは、補助金交付の決定の取消し若しくは補助金の返還をさせることができる。

- (1) 申請書及び実績報告書並びに添付書類の内容に虚偽の記載があったとき。
- (2) 補助金交付決定の内容又はこれに付した条件その他この告示に違反したとき。

附 則(平成18年1月4日制定)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年1月4日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の喜多方市スポーツ少年団県大会出場補助金等の交付等に関する要綱(平成4年喜多方市規則第25号)の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成21年4月1日一部改正)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成28年4月1日一部改正)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成31年4月1日一部改正)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。